

# 公害等調整委員会の動き

(令和8年1月～3月)

公害等調整委員会事務局

## 1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
1月14日	公調委令和6年(セ)第12号事件 小林市における国道からの振動・地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都 (公害等調整委員会)
1月29日	公調委令和7年(セ)第2号事件 飯能市における国道等からの騒音被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都 (公害等調整委員会)
2月13日	公調委令和6年(ゲ)第6号事件 世田谷区における野球場からの騒音被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	東京都 (公害等調整委員会)
3月10日	公調委令和7年(セ)第6号事件 豊島区における工事現場からの騒音被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都 (公害等調整委員会)
3月23日	公調委令和5年(ゲ)第6号事件 八王子市における換気システム等からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	東京都 (公害等調整委員会)

## 2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

### 受付事件の概要

- 横浜市におけるクリーニング店からの悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

(公調委令和7年(リ)第3号事件)

令和7年10月6日受付

横浜市におけるクリーニング店からの悪臭被害職権調停事件は、神奈川県横浜市の住民1人

## 公害等調整委員会の動き

が、クリーニング店経営者を相手方(被申請人)として、被申請人が申請人宅の南側にクリーニング業を営むために化石燃料を焚くボイラーを設置し、稼働させ、排気ガスによる悪臭を発生させたことにより、申請人は、長きにわたり日常生活において悪臭による苦痛を与えられ、コロナ禍では必要な換気ができず、エアコンのための電気代もかさんだとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金 33 万円の支払いをもとめた事件について、職権で調停に付し(令和6年(調)第4号事件)、令和6年7月9日、調停が成立した事件です。

令和7年10月6日、前記調停事件の申請人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました。

### ○ 常滑市における工場からの大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・悪臭による財産被害・健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和8年(ゲ)第1号事件)

令和8年1月8日受付

本件は、申請人宅の汚損、申請人の所有する車の変色、植物の枯損などの財産被害及び申請人に生じた吐き気や下痢、片頭痛などの健康被害は、被申請人が工場から発生させた粉じん・騒音・悪臭等によるものである、との裁定を求めるものです。

### ○ 阿波市における工場からの騒音による健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

(公調委令和8年(リ)第1号事件)

令和8年1月30日受付

阿波市における工場からの騒音による健康被害職権調停事件は、徳島県阿波市の住民4人が、建設会社を相手方(被申請人)として、被申請人が申請人ら宅西側にて操業する工場(以下「本件工場」という。)内で、集塵機、パネルソー、釘打ち機及びハンマーの機械(以下「本件機械」という。)を稼働させて、騒音を発生させたことにより、申請人らは、毎日長時間にわたり本件機械や作業に伴う騒音にさらされ体調不良となり、本件工場操業終了後もストレスにより夜に眠れない状態が続いているなどとして、被申請人に対し、損害賠償を求めた事件について、職権で調停に付し(令和7年(調)第9号事件)、令和7年12月4日、調停が成立した事件です。

令和8年1月30日、前記調停事件の申請人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました。

### ○ 守山市におけるマンホールからの振動による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和8年(ゲ)第3号事件)

令和8年2月3日受付

本件は、被申請人らに生じた頭痛、睡眠障害、メニエル病などの健康被害は、申請人が設置したマンホール上をトラック等の大型車両が通過する際に発生する振動によるものとは認められない、との裁定を求めるものです。

### ○ 高山市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和8年(ゲ)第4号事件)

令和8年3月2日受付

本件は、申請人宅において、生活音でない騒音により安心・平穏な生活を脅かされ、精神的

に張り詰めた状態で焦燥感を感じながら生活しなければならないのは、防音の不十分な被申請人工場が防音意識の低い状態で突発的・断続的な騒音を恒常的に発生させているためである、との裁定を求めるものです。

### ○ 綾瀬市における建設工事に伴う粉じん・振動による財産被害責任裁定申請事件

(公調委令和8年(セ)第1号事件)

令和8年3月30日

本件は、被申請人らが、本件建設工事で申請人本社兼工場全体にコンクリート混じりの粉じんを飛散させたことにより、車両や空調室外機等に付着したコンクリートを除去する必要等が生じたほか、その杭工事で大きな振動を発生させたことにより、申請人の機械に一齐に異常が生じ、新品に買い替えざるを得なくなったなどとして、被申請人らに対し、財産的損害相当額である8億9213万7750円を連帯して支払うことを求めるものです。

## 終結事件の概要

### ○ 名古屋市における小売店舗からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第13号事件・令和7年(調)第8号事件)

#### ① 事件の概要

令和5年12月27日、愛知県名古屋市の住民1人から、隣接するスーパーマーケット経営会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。本件は、申請人に生じた低周波音の圧迫感等による不眠症、ストレス性胃炎、体重減少等の健康被害は、被申請人が経営する店舗の屋上にある室外機から低周波音を発生させたことによるものである、との裁定を求めたものです。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する店舗の室外機から発生させた低周波音と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任し、2回の審問期日を開催するなど、手続きを進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和7年10月10日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び第42条の33の規定により職権で調停に付し(公調委令和7年(調)第8号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。同日、第1回調停期日を開催し、その後1回の審問期日を開催したほか、令和8年1月21日、第4回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請は取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

### ○ 小林市における国道からの振動・地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第12号事件)

#### ① 事件の概要

令和6年8月19日、宮崎県小林市の住民1人(申請人)から、宮崎県を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

## 公害等調整委員会の動き

申請の内容は以下のとおりです。本件は、宮崎県が管理する国道を通行する大型車両の振動により、申請人宅の地盤が傾き、申請人宅基礎部分に亀裂が入り、申請人宅の地盤沈下した側の支柱がくの字に曲がり始めるといった被害及び振動による不安や精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、建物補修費用及び慰謝料として損害賠償金 1070 万円の支払を求めたものです。

### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が管理する国道を通行する大型車両の振動と申請人宅の地盤沈下等の被害及び申請人に生じた不安や精神的苦痛との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査を実施するとともに、1 回の審問期日を開催するなど、手続きを進めた結果、令和 8 年 2 月 4 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終了しました。

### ○ 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和 8 年 (ゲ) 第 2 号事件)

#### ① 事件の概要

令和 8 年 1 月 8 日、山口県周南市の住民 1 人から、隣接する工場の操業者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた長期間の睡眠不足、睡眠不足から生じる不規則な生活とストレス、不快な音を聴いたことによるストレス等から生じる肝機能障害・腎機能障害等の健康被害は、被申請人が操業する工

場からの騒音による安眠妨害によるものである、との原因裁定を求めたものです。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続きを進めた結果、原因裁定をすることは相当でないと認められることから、令和 8 年 2 月 10 日、公害紛争処理法第 42 条の 27 第 2 項で準用する第 42 条の 12 第 2 項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終了しました。

### ○ 横浜市における飲食店からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和 5 年 (ゲ) 第 12 号事件)

#### ① 事件の概要

令和 5 年 12 月 4 日、東京都大田区の住民 1 人(飲食店経営者)から、神奈川県横浜市の飲食店経営者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。横浜市内で飲食店を経営する申請人に生じた吐き気、喉及び肺の痛み、咳の症状等の健康被害は、被申請人が経営する飲食店から排出、拡散される悪臭及び排気に含まれる有害物質によるものである、との裁定を求めたものです。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する飲食店から発生させている悪臭及び排気に含まれる有害物質と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、委託調査、現地調査等を実施するなど、手続きを進めた結果、令和 8 年 2 月 2 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項及び第 42 条の 33 の規定により職権で調停

に付し（公調委令和8年（調）第2号）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年2月24日、第1回調停期日を開催し、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了しました。

### ○ 町田市におけるレンタルスタジオからの低周波音及び振動による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和5年（セ）第7号事件・令和7年（調）第7号事件）

#### ① 事件の概要

令和5年7月18日、東京都町田市の住民2人から、隣接するレンタルスタジオ経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が、レンタルスタジオを運営し、人の身体に悪影響を与える程度の低周波音及び振動を発生させるような教室等を開催する団体に上記レンタルスタジオを利用させたことにより、その低周波音及び振動が申請人ら宅内に伝わり、申請人らは多大な精神的・身体的苦痛を被ったとして、被申請人に対し、損害賠償金合計660万円等の支払を求めたものです。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、申請人に生じた健康被害と、被申請人が経営するレンタルスタジオから発生する低周波音及び振動との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続きを

進めた結果、本件は当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和7年8月7日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定による職権で調停に付し（公調委令和7年（調）第7号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。その後、5回の調停期日を開催しましたが、当事者の主張や隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、令和8年1月16日、調停を打ち切り、同年3月9日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終了しました。

### ○ 豊島区における工事現場からの騒音被害責任裁定申請事件

（公調委令和7年（セ）第6号事件・令和8年（調）第3号事件）

#### ① 事件の概要

令和7年6月25日、東京都豊島区の住民1人から、マンション管理会社、建設会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。本件は、被申請人らが、マンション大規模修繕工事を行い、著しい騒音を継続的に発生させたことなどにより、申請人は平穏な生活が脅かされ、心身の安静を保つために一時的な避難を余儀なくされ、昼間の休息や睡眠が妨げられるなど日常生活に支障をきたし、上記の状況に起因すると考えられる頭痛や慢性的な疲労感に悩まされたことや、被申請人らが虚偽の説明を行うなど不誠実な対応に終始したため、騒音被害の証拠収集、被申請人ら及び関係行政機関との交渉等に多大な時間と精神的労力を余儀なくされたことなどにより、心身ともに疲弊し、日常生活にさらなる支

## 公害等調整委員会の動き

障をきたしたとして、被申請人らに対し、慰謝料等として損害賠償金 55 万円を連帯して支払うことを求めたものです。

### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和 8 年 2 月 6 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項の規定により職権で調停に付し（公調委令和 8 年（調）第 3 号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年 3 月 10 日、第 1 回審問期日及び第 1 回調停期日を開催し、同調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

### ○ 西宮市における高速道路等からの騒音・振動・低周波音・大気汚染による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委令和 4 年（セ）第 4 号事件・令和 7 年（調）第 10 号事件）

#### ① 事件の概要

令和 4 年 7 月 14 日、兵庫県西宮市の住民 12 人から、国（代表者国土交通大臣）及び高速道路会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。本件は、被申請人らが、道路管理者の立場にありながら、国道及び高速道路の供用、竣工以来一日中車を走行させ、騒音、振動、低周波音及び大気汚染（NO<sub>2</sub>、SPM、PM2.5 及び降下煤塵による大気汚染）を発生させたことにより、申請人らに、喉の痛みや不眠等の健康被害及び自宅の汚れ、

ひび割れ等の財産被害が生じたとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計 337 万 7818 円を連帯して支払うことを求めたものです（その後、請求金額は 376 万 1124 円（令和 7 年 3 月末時点）に変更）。

### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人らが管理する国道及び高速道路から発生する騒音、低周波音、振動及び大気汚染と申請人らに生じた精神的・身体的被害及び財産被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 2 人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、2 回の現地審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和 7 年 12 月 3 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項の規定により職権で調停に付し（公調委令和 7 年（調）第 10 号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同日、第 1 回の調停期日を開催し、令和 8 年 3 月 30 日、第 3 回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。